

資料 6 諮問・答申

【 諮 問 】

諮問書：表面

瑞環第 4 3 1 号
平成 2 5 年 3 月 2 7 日

瑞穂市廃棄物減量等推進審議会 会長 様

瑞穂市長 堀 孝 正

一般廃棄物処理基本計画の策定（改訂）について（諮問）

下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 一般廃棄物「ごみ」処理基本計画の策定（改訂）について

諮問書：裏面

諮 問 要 旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条」の規定により、市町村は当該区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理計画を定めることが義務づけられています。

瑞穂市においては、目標年次を平成 3 5 年度（第 1 次目標年次は平成 2 5 年度）に設定し、ごみの排出抑制の方策等を掲げた一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「計画」という。）を平成 2 1 年 3 月に策定いたしました。

計画策定後は、計画に掲げる「ごみの排出抑制のための方策に関する事項」を基に、「分別収集区分の統一」や「粗大ごみ処理料金の有料化」を進めてまいりました。これらの方策により、一定の成果は得られたと感じておりますが当市のごみ処理は未だ過渡期にあり、現状にあったごみ処理方法を模索する段階にあります。よって、第 1 次目標年次の平成 2 5 年度を次年度に控え、計画に掲げる事項の進捗状況等を踏まえた上で、平成 2 6 年度以降の計画で当市のごみ処理等に関して目標・理想となる未来像を導き出す必要があります。

つきましては、平成 2 6 年度以降の瑞穂市における一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定（改訂）に向けて、貴審議会の意見を求めるものであります。

なお、特に資源化率向上に向けた意見をお願いいたします。

【 答 申 】

答申書：表面

瑞廃審第5号
平成26年2月25日

瑞穂市長 堀 孝 正 様

瑞穂市廃棄物減量等推進審議会
会 長 平田 芳子

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について（答申）

平成25年3月27日付け瑞環第431号で諮問のあった一般廃棄物処理基本計画の策定（改訂）について、瑞穂市の廃棄物処理事業を取り巻く諸情勢を踏まえ、慎重に審議を重ね検討した結果、ここに審議会としての結論を得たので、下記のとおり答申する。

なお、審議の内容については別途記載することとする。

記

1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定（改訂）について

瑞穂市の一般廃棄物の収集・処理方法については、平成21年3月に策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「前計画」という。）に基づき、粗大ごみの処理料金有料化の実施等、ごみの排出抑制のための方策が行われ、減量という観点からは一定の成果があったと思われる。しかし、地区収集形態の統一に関しては、拠点回収により排出の機会が提供され、市民の利便性としては向上したが、未だに収集形態は相違しており、住民サービス・公平性の観点からも統一する必要があると考える。

また、前計画で掲げた数値的な目標に関して、ごみ排出量の削減目標は目標値以上に達成できているが、リサイクル率は、目標数値に及ばない結果となっている。リサイクル率が目標に及ばなかった理由として、店舗等の拠点回収の拡充が想定されるが、循環型社会の構築に向けては、リサイクル率の向上は不可欠となっている。よって、リサイクル率向上に向けた方策が必要である。

なお、計画策定（改訂）及び実施にあたり、次に示す付帯事項に取り組むことを要望する。

◇ 付帯事項

- (1) 地区収集形態の相違に関しては、速やかに統一に向けた取り組みを進めること。

具体的には、穂積地区における容器包装リサイクル法に基づく分別収集及び巢南地区における陶磁器・ガラス類の分別収集である。

- (2) 容器包装リサイクル法による全市対象の回収を含め、リサイクル率向上に向けた方策を行うこと。
- (3) リサイクルセンターの整備に関しては、破砕機等の処理施設の整備に固執することなく、リサイクルの拠点としての位置付け、市民が気軽に搬入できるようなリサイクルセンター（仮称 エコステーション）としての方向性で進めること。
- (4) 現在市内13箇所に設置してある飲料用空き容器自動回収機については、住民の満足度が高いことから、費用対効果等を考慮して今後のあり方について慎重に判断すること。
- (5) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導を徹底し、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じること。
- (6) 前計画同様に行政・市民・事業者の役割を明確にし、協働による計画にすること。

2 その他

廃棄物減量等推進員が各自治会1名委嘱され、市とのパイプ役となり活躍いただいていることは大きな進歩である。これからのごみ処理行政は市民協働でなされるのが肝要であることから、改定される計画に掲げる取り組みについても、廃棄物減量等推進員が中心となり、市民協働での取り組みとなるように要望する。

答申書：裏面

答申（審議）内容

1. はじめに

廃棄物処理行政は、排出量増加、質の多様化により、単なる廃棄物の処分という意味合いから、循環型社会の構築を見据えた処理が望まれるようになってきている。

本市においても、豊かな自然環境にめぐまれており、地域住民の生活環境を世代を超えて保全するためにも、廃棄物の適正処理を図り、循環型社会の構築に努めなければならない。そうした見地から一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は長期的・総合的な視野に立ち、計画的なごみ処理を図るため、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正なごみ処理の推進に必要な基本的事項を定め、近年の社会情勢の変化に対応し得る計画でなければならない。

2. 審議内容

平成21年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）は、目標年次を平成35年度に定め、第1次目標年次を平成25年度としている。前計画に掲げたごみ排出抑制に関する方策により、市のごみ処理における現状も前計画策定時と比べ大きく変動してきていることから、現状に見合った計画に改訂する必要がある。また、計画の策定にあたっては廃棄物処理法第5条の7に規定する廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏ま

え、同法第6条第1項に基づき一般廃棄物処理基本計画を策定することが望まれることから今回の審議に至った。

本審議会では、次の3つに論点を絞り、審議することとした。

- ①地区ごみステーションの収集形態の相違について
- ②リサイクル率向上について
- ③リサイクルセンター（仮称 エコステーション）について

（1）地区ごみステーションの収集形態の相違について

前計画でも、穂積地区と巢南地区の地区ステーションでの収集形態の相違が懸案事項とされており、取り組むべき事項として収集形態の統一が明記されていた。しかし、第1次目標年次の平成25年度になっても統一はなされていない。市民が搬出できる機会を設ける目的で、定期的に拠点回収を開始したことは評価できる。しかし、合併後10年が経過した現時点において、統一はなされていて当然である。については、早急に収集形態の統一を図ることを要望する。

具体的には、穂積地区で容器包装プラスチックの収集をスタートさせることと、巢南地区で陶磁器・ガラス類の収集をスタートさせることの2点である。

（2）リサイクル率向上について

前計画では、リサイクル率の目標値を基準年度16.8%を、第1次目標年次である平成25年度において24%とする目標値を設定しているが、平成24年度の実績値では18.3%に留まっている。

リサイクル率が伸び悩んでいる理由として、古紙類のスーパーでの店頭回収や民間の拠点回収の増加が挙げられるが、計画の目標値として数値が掲げられている以上、判断材料として比較することとなる。

については、スーパーでの店頭回収等を見越した適正な目標値に設定し直す必要がある。

なお、循環型社会を構築する上ではリサイクル率の向上が大きなウエイトを占めていることから、数値目標に固執することなく、資源として再利用できるものは極力リサイクルするという方針を徹底されたい。前（1）で述べた穂積地区での容器包装プラスチックの収集はリサイクル率向上の面からも効率的な方策である。

（3）リサイクルセンター（仮称 エコステーション）について

前計画では、リサイクルセンターの建設について検討する旨の記載がされているが、粗大ごみ有料化後の粗大ごみの搬入量を勘案すると市として単独でリサイクルセンターを建設する場合の費用対効果からも効率的でないことは明らかである。

については、安易な施設整備を行うことなく、既存の美来の森の施設で行い得る方法を模索すべきである。このことを踏まえ、市民が搬入し易い（仮称）エコステーション）のような方法が適当であると考ええる。

3. 審議結果

概ね、前記3つの観点から審議検討を行った。その結果、瑞穂市の現状を十分に考慮しつつ、今後早急に行うべき事項と長期的に考える事項等とを精査分類して、計画に盛り込むことを期待する。

なお、今回の策定（改訂）にあたり次に示す付帯事項に取り組むことを要望する。

◇付帯事項

- (1) 循環型社会の構築に向けて、資源化率の向上は不可欠であることから、資源化できる物は積極的に資源化を進めることを要望する。
- (2) 廃棄物減量等推進員を中心に、市民協働で各方策を行うこと。
- (3) 安易な施設整備は行わず、最大限に現行施設を活用すること。
- (4) 処理手数料に関して、消費税額が税率8%に引き上げられることが決定したところであるが、税率引き上げによる処理手数料の税率分の引き上げに留まらず、処理原価の再計算を踏まえ、慎重に処理単価を導き出すことを要望する。また、税率10%への引き上げも議論されていることから、税率引き上げ毎に改定することは避け、長期的な視野に立って手数料の見直しを行うことを要望する。ごみ処理手数料は、全市民に直結する手数料であることを考慮し、善処されるようお願いしたい。

4. おわりに

今回の答申が改訂される計画に反映され、ひいては将来の循環型社会の構築につながり、更に廃棄物処理が改善されることを期待する。

今後、本審議会の意見を取り入れて広く議論していくことを要望する。